意 見 書

E C 発通企第62号 平成22年11月25日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 730-0051

住 所 広島市中区大手町2丁目11番10号

氏 名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

取締役社長 佐野 吉雄

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

答申(案)に対する意見

内容

P 1 8

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

- ウ 考えられる選択肢についての検討
- ① すべての事業者の光 I P電話を対象とする場合
- ② NTT東・西の光IP電話を対象とする場合
- ③ 加入電話を提供している事業者の光 I P電話を対象とする場合といった選択肢が考えられる。

~ 中略 ~

③の案は、①の案、②の案で問題とされた点を回避することができ、 基礎的電気通信役務に関する現行制度の趣旨及び今回の見直しの趣旨と も適合するものであることから、総合的に勘案した場合には、この③の 案が適当ではないかと考えられる。

ただし、③の案を採用する場合、ブロードバンドサービスと一体では 提供されない光IP電話を提供している事業者のうち、メタルの加入電 話の提供の有無により、同じサービスに対し異なった規制が適用される こととなる。この点については、「移行期」ということを考慮した場合、 やむを得ないものと考えられるが、今後の競争状況を注視していく必要 があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には制度 の見直しが必要になる場合もあることに留意する必要がある。

上記内容 に対する 意見

現行制度の趣旨および「光の道」整備へ向けた見直しの趣旨(二重投資の回避)等をかんがみ、答申(案)③「加入電話を提供している事業者の光 IP電話を対象とすること」に賛同します。

たとえば案①で進められた場合、本規制の対象となることを懸念し、光 IP 電話を提供しようとする意欲を阻害する要因になりかねないと考えます。

また,現在,光 IP 電話を提供している多くの事業者は,ブロードバンド回線にバンドルして付加価値・利活用のひとつとして提供していると思われ,基礎的電気通信役務に関する規制の対象とすることになじまないと考えます。

なお、メタルから光への移行が相当程度進み、加入電話が極めて少なくなった場合には、制度の見直しをご検討いただきたいと考えます。